

埼玉県サステナブル企業認証制度 認証企業等記事広告掲載業務委託 仕様書

1 委託業務名

埼玉県サステナブル企業認証制度 認証企業等記事広告掲載業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 目的

県内企業の持続可能な経営を促進し、「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、高いレベルでサステナブル経営に取り組んでいる企業を認証する「埼玉県サステナブル企業認証制度」及び「認証企業」をWeb記事広告を利用して広く発信する。

4 委託業務の内容（内容を具体的に企画提案書に記載すること）

(1) タイアップ記事広告のWebサイトへの掲載

ア 掲載ページ

就職情報サイト

イ 掲載時期

令和8年8月中旬から9月下旬までのうちの4週間以上

掲載開始日は埼玉県と協議の上決定すること。

ウ 広告原稿について

(ア) 掲載内容

就職情報サイトを活用し、「埼玉県サステナブル企業認証制度」及び「認証企業」の認知拡大・理解促進のため、タイアップ記事広告を掲載する。取材する認証企業は、埼玉県サステナブル企業認証制度においてゴールド認証となった企業7社とする。なお、各社への取材は、オンラインでも構わない。また、カメラマンも配置しなくても構わない。

タイアップ記事広告の企画、取材、制作及び紙面のデザインについては受託者が行い、受託者は委託者と協議の上、掲載事項等を認証企業と調整するものとする。

記事の作成に必要な情報、掲載する写真・ロゴマーク（埼玉県サステナブル企業認証ロゴマーク）等は、委託者から受託者へ紙又はデータにより貸与する。なお、ロゴマークの使用方法については、使用規定による。

(イ) 校正

記事の校正は2回程度とする。広告データを出稿する前に、受託者は最終原稿(データ)について、委託者及び認証企業の承認を受けること。

エ 誘導施策

上記タイアップ記事広告への誘導施策として、受託者が管理するメディア内でのバナー掲出を行い、想定 PV の到達を目指すこと。

(ア) 想定 PV 数

15,000PV

(2) メディアブースト広告配信

4の(1)タイアップ記事広告への誘導施策として、各種 SNS 等のサイト内でのバナー掲出を行い、想定 PV の到達を目指すこと。なお、広告配信先は埼玉県内に就職すると想定されるユーザーが多い都道府県内のユーザーへの広告セグメントを必須とする(複数都道府県でも可)。広告配信先については、企画提案書内に記載すること。

ア 掲載ページ

各種 SNS 広告 (Instagram・Facebook・X・LINE)、各キュレーションメディアブースト (SmartNews・Gunosy・NewsPicks) 等

イ 掲載時期

4の(1)のタイアップ記事広告の掲載と並行して、指定の PV 数を達成するまでの期間。掲載開始日は埼玉県と協議の上決定すること。

ウ 想定 PV 数

7,000PV

5 その他

- (1) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- (2) 受託期間中は、担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- (3) 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。
- (4) 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

6 業務完了報告書の提出

委託業務完了後に業務完了報告書を提出すること。なお、「4(1)タイアップ記事広告の Web サイトへの掲載」及び「4(2)メディアブースト広告配信」については、掲載・広告を実施したことが証明できる資料(掲載・広告画面が出ているスクリーンショット等)及び閲覧数等の状況が分かる資料を添えた業務完了報告書を作成し、提出すること。

7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。また、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様と
- (4) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。